

景観形成地区の指定状況（名古屋城周辺地区）

●景観形成地区の基本方針

地区名	基本方針
久屋大通地区	スケールの大きな空間と豊かな緑にふさわしい品位ある洗練されたデザインの街並みとし、にぎわい、憩い、親しみを感じる人間性豊かで活力ある都市空間とします。
広小路・大津通地区	名古屋の都心にふさわしい調和のとれた街並みとし、にぎわいと親しみと文化の香り高い人間優先の魅力ある都市空間とします。
名古屋駅地区	名古屋大都市圏の玄関としての風格と都市の魅力を感じさせるシンボリックな都市空間とします。
白壁・主税・榎木地区	名古屋開府以来の武家屋敷地の面影、優れた戦前の和風・洋風建築物、緑豊かな住宅地としての佇まいを活かし、歴史・文化の香りを感じさせる、閑静で落ち着いた都市空間とします。

イ 景観上重要な建造物等についての保全

歴史、文化の一端を表現する建造物は、本市の景観に深みと個性をもたらすとともに地域の景観を特徴づける重要な役割を果たしている。歴史的又は文化的な価値を有するものや地域のランドマーク・シンボルとして、良好な景観の形成に重要なものを景観法に基づき、景観重要建造物等として指定し、保存・活用を図っている。また、都市景観条例に基づき、都市景観重要建築物等の指定を行い、保存に努めている。

①景観重要建造物・景観重要樹木

景観法に基づき、市長が、良好な景観の形成に重要なものを、所有者の意見を聴き指定するものである。

指定の要件は、建造物（これと一体となって良好な景観を形成している土地その他の物件を含む。）の外観又は樹容が景観上の特徴を有し、道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見され、良好な景観の形成に重要なもので、以下のいずれかに該当するものとなっている。

- ア 地域の歴史や文化を代表し、歴史的又は文化的な価値を有するもの
- イ 地域のランドマークやシンボルとして市民に親しまれているもの
- ウ 町並み保存地区の歴史的景観の形成に寄与しているもの

名古屋市では、現在 5 件の物件を指定している。そのいずれもが当該重点区域（名古屋城周辺地区）内の白壁・主税・榎木景観形成地区及びその周辺に立地する近代建築物である。

1	文化のみち榎木館
2	櫻井家住宅
3	旧春田鉄次郎邸
4	名古屋陶磁器会館
5	文化のみち二葉館（名古屋市旧川上貞奴邸）

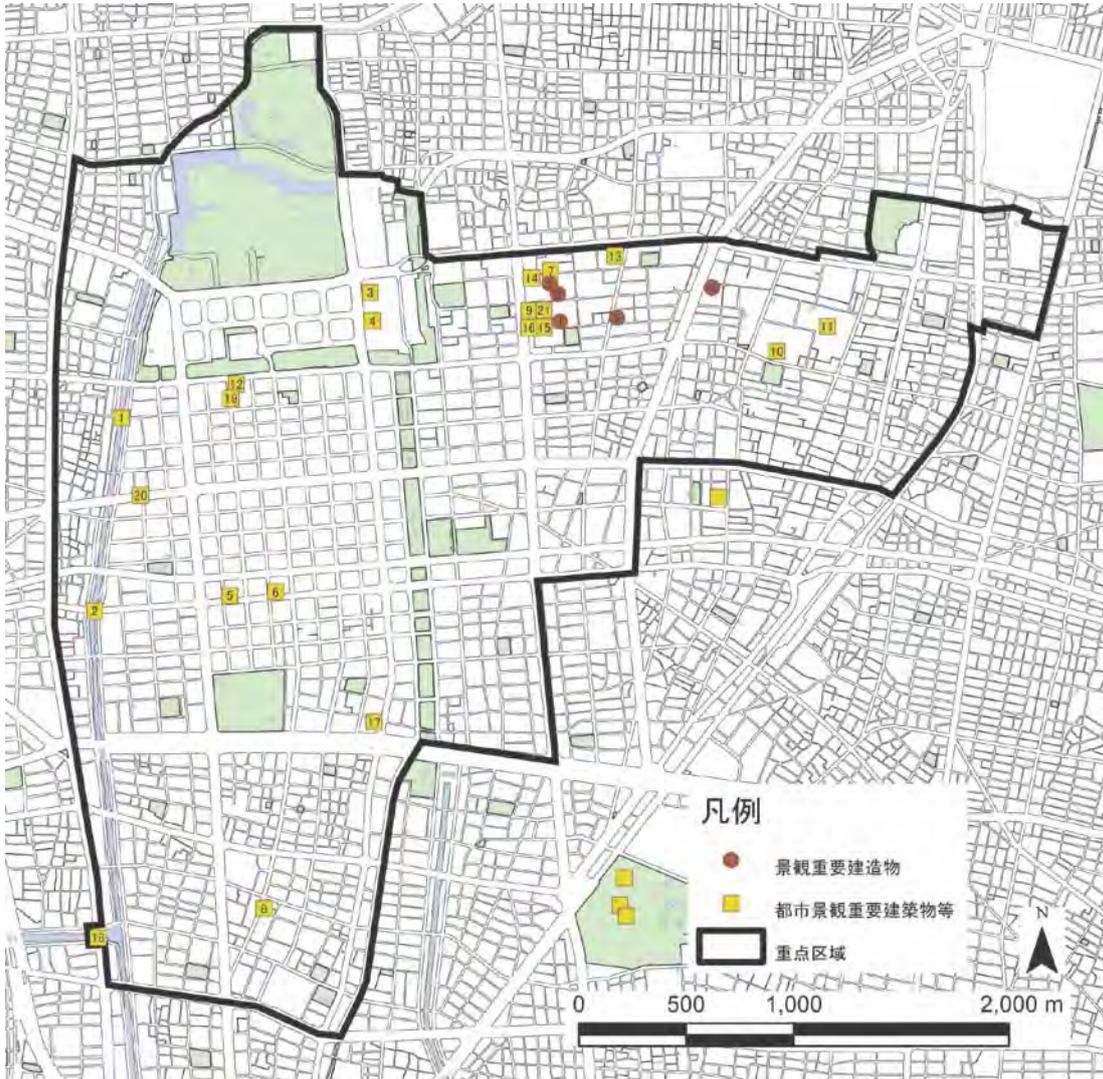
景観重要建造物

②都市景観重要建築物等

名古屋市では、都市景観条例に基づき、都市景観の形成上重要な価値があると認める建築物、工作物その他の物件又は樹木、樹林を平成元年から 8 年までに 6 回にわたり、計 61 件の物件を都市景観重要建築物等として指定している(平成 10 年 8 月に 1 件、平成 15 年 1 月に 1 件指定解除して、現在の指定物件は 59 件)。重点区域(名古屋城周辺地区)には、近代建築物をはじめとする指定物件が 21 件存在する。

1	五条橋
2	納屋橋
3	名古屋市役所本庁舎
4	愛知県庁本庁舎
5	株式会社三井住友銀行名古屋支店
6	旧名古屋銀行本店ビル
7	旧豊田家門・塀
8	山田屋総本店
9	カトリック主税町教会礼拝堂・司祭館
10	建中寺総門・山門・御成門・本堂・鐘楼
11	東海学園講堂
12	東照宮本殿
13	金城学院榮光館
14	旧料亭 樟
15	伊藤家住宅
16	大森家住宅
17	勝鬘寺本堂・山門・太鼓楼・鐘楼
18	中川運河松重閘門
19	長島町通のクスノキ
20	桜通のイチョウ並木
21	カトリック教会のケヤキ

重点区域(名古屋城周辺地区)の都市景観重要建築物等



景觀重要建造物・都市景觀重要建築物等位置圖

ウ 屋外広告物の規制

名古屋市では、地域特性を考慮した良好な景観の形成や風致の維持、公衆に対する危害の防止を目的として、昭和 36 年に名古屋市屋外広告物条例を制定した。

当条例では、市内全域を許可地域と定めており、広告物の表示等をする者は、原則として市長の許可が必要である。また、広告物の表示等が原則禁止となる地域、物件を下記のとおり定めている。

①禁止地域

第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、風致地区、文化財保護法により指定された建造物及び建造物から 50m 以内の地域、都市公園、官公署・学校・図書館・公会堂・公民館の敷地など

②禁止物件

橋りょう、高架道路、街路樹、信号機、郵便ポスト、テレビ塔、煙突、記念碑など

③その他

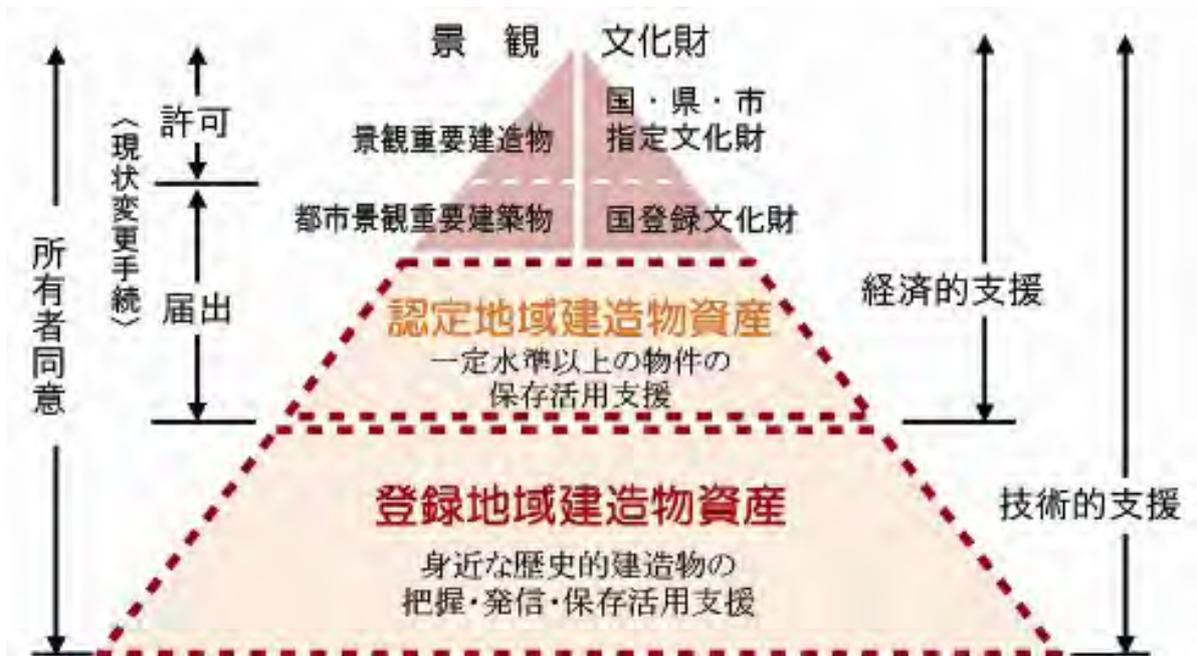
著しく汚染し、たい色し、又は塗料等のはく離したもの、倒壊・落下のおそれのあるものなどは表示等を禁止

また、「都市景観形成地区」内で屋外広告物の表示等を行う場合は、屋外広告物の規格とともに各形成地区の景観形成基準を満たす必要がある。

(4) 登録・認定地域建造物資産

名古屋市は、平成 23 年度より、都市景観条例に基づき、一定の地域における都市景観の形成上、歴史的又は文化的価値があると認める建築物、工作物その他の物件を登録・認定地域建造物資産として、登録・認定する制度を新たに始めた。

保存活用の意向が認められる身近な歴史的建造物について一定の位置付けをすることにより、市内に残る歴史的建造物の情報を把握するとともに、所有者や使用者または地域にとってはその価値が検証され、身近な歴史的建造物を大切し、みんなで守っていくという機運の醸成や風土づくりを進め、公表による情報発信や支援措置により、保存・活用を促進することが目的である。



歴史的建造物の制度イメージ

ア 登録地域建造物資産

名古屋市都市景観条例 第 25 条の 4

市長は、一定の地域における都市景観の形成上、歴史的又は文化的価値があると認める建築物、工作物その他の物件を登録地域建造物資産として登録することができる。

以下の要件を満たすものを登録地域建造物資産として登録する。

- (ア) 原則築 50 年以上経過した建造物のうち、老朽化が著しくなく、修復・活用が可能なもの
 - (イ) 所有者に存続の意思があるもの
- 容易に望見できないもの及び移築してきたものも含むものとする。

イ 認定地域建造物資産

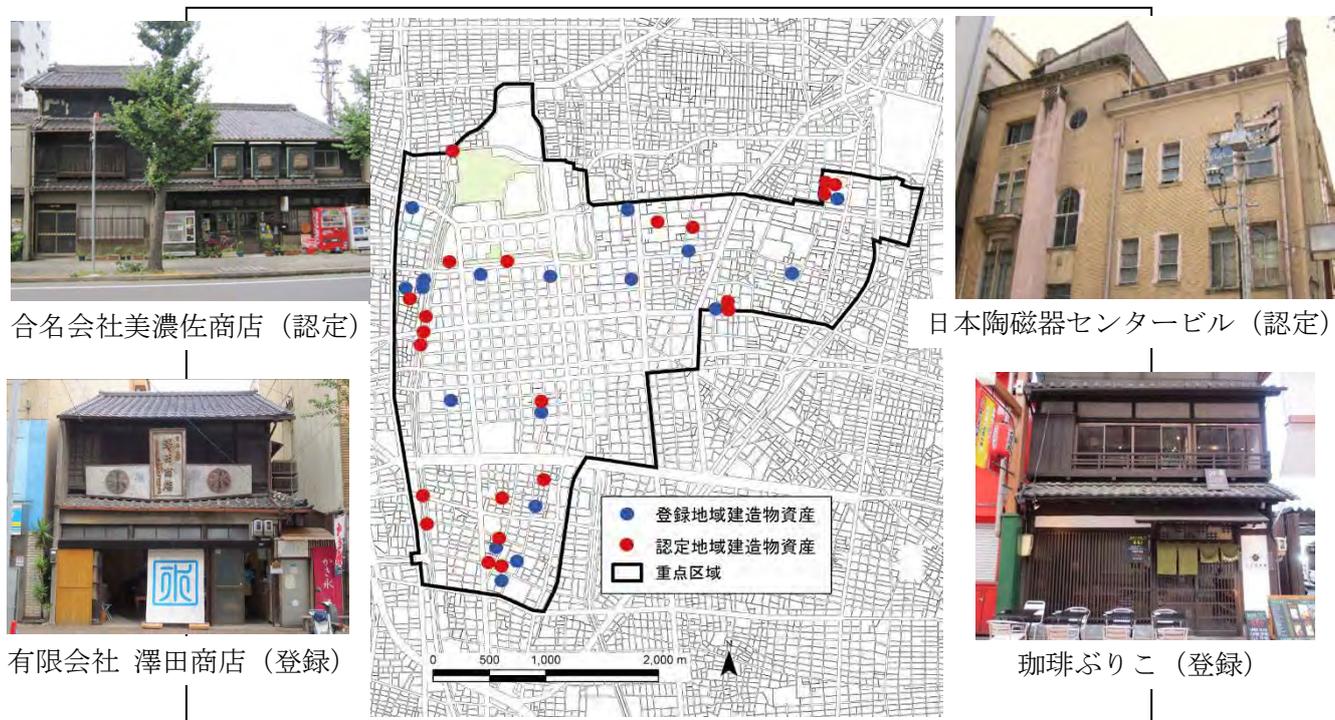
名古屋市都市景観条例 第 25 条の 2

市長は、一定の地域における都市景観の形成上、重要な歴史的又は文化的価値があると認める建築物、工作物その他の物件を認定地域建造物資産として認定することができる。

前記の登録要件を満たし、以下の各号の一に該当する建造物を、認定地域建造物資産として認定する判断基準とする。

- (ア) 歴史的建造物の一定の集積がみられる地域において、その景観形成の一端を担うもの
 - (イ) 町並み・境界の重要な要素、ランドマークとなっているもの
 - (ウ) 歴史性、物語性を有するもの
 - (エ) 意匠、材料、技術、立地などに地域の特徴を有するもの
- 容易に望見できないもの及び移築してきたものも含むものとする。

「名古屋城周辺地区」には、18件の登録物件、22件の認定物件、「熱田地区」には、4件の登録物件、2件の認定物件が存在する。



名古屋城周辺地区の登録・認定物件



熱田地区の登録・認定物件